

# 佐賀県パートナーシップ宣誓制度

## 「パートナーシップ宣誓制度」

パートナーシップ宣誓制度とは、同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣誓を行い、佐賀県がお二人の関係性を証明する「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

## 「性的マイノリティとは」

「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」であるものをいう。

## パートナーシップ宣誓をすることができる方

一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。



県民一人ひとりがお互いの特性や個性を尊重し認め合う  
さがらしい、やさしさのカタチ  
"さがすたいる" の取組のひとつ  
です！

問合せ先 佐賀県 県民環境部 パートナーシップ宣誓制度応援チーム  
(人権・同和対策課) ☎0952-25-7063

宣誓手続きの詳細やQ&Aについては、県HP掲載の  
「佐賀県パートナーシップ宣誓の手引き」をご覧ください。

